

3. 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

グローバル化の進展に伴い、国境を越えて人類が共通して直面する環境、気候変動、水問題、大規模自然災害、感染症、食料問題、エネルギー等の地球規模課題は開発途上国のみならず、国際社会全体に大きな影響を及ぼします。こうした地球規模課題は、一国のみでは解決し得ない問題であり、国際社会が一致団結して取り組むべき必要があります。こうした中、特に、2015年は、ミレニアム開発目標(MDGs)^{注86)}の後継である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択さ

れた国連サミット(9月、ニューヨーク)や、気候変動に関する2020年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されたCOP21(11月～12月、パリ)といった重要な国際会議が開催され、様々な地球規模課題に対する国際社会の取組にとって重要な節目の年となりました。

日本は、こうした地球規模課題への積極的な取組を通じて、持続可能で強靱な国際社会の構築に貢献しています。

(1) 環境・気候変動対策

環境問題についての国際的な議論は1970年代に始まりました。1992年の国連環境開発会議(UNCED^{注87)}、「地球サミット」、2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)^{注88)}、そして2012年6月の国連持続可能な開発会議(リオ+20)での議論を経て、国際的にその重要性がより一層認識されてきています。リオ+20を受け、持続可能な開発目標(SDGs)^{*}の議論等が進められたほか、G7/8、G20サミットに

おいても、環境・気候変動は繰り返し主要テーマの一つとして取り上げられており、首脳間で率直かつ建設的な議論が行われています。環境問題は、未来の人類の繁栄のためにも、国際社会全体として取り組んでいくべき課題です。地球規模の課題に取り組み、持続可能な社会を構築するため、UNESCO^{ユネスコ}が中心となり、「持続可能な開発のための教育(ESD)^{*}」を推進しています。

< 日本の取組 >

● 環境汚染対策

日本は環境汚染対策に関する多くの知識・経験や技術を蓄積しており、それらを開発途上国の公害問題等を解決するために活用しています。特に、急速な経済成長を遂げつつあるアジア諸国を中心に、都市部での公害対策や生活環境改善への支援を進めています。2013年10月9日～11日には、熊本県熊本市、水俣市において、「水銀に関する水俣条約」の採択・署名のための外交会議が開催されました。この条約は、水銀が人の健康および環境に及ぼすリスクを低減するため、採掘から廃棄まで水銀のライフサイクル全体を包括的に規制するものです。

日本は、水俣病の教訓を踏まえ、同様の健康被害や環境汚染が繰り返されてはならないとの強い決意の下、条約交渉に積極的に参加し、また、外交会議のホスト国を務めました。その際、開発途上国における大気汚染対策、水質汚濁対策、廃棄物処理分野に対する3

年間で20億ドルのODA支援や、水俣から水銀技術や環境再生を世界に発信する「MOYAIイニシアティブ」^{注89)}を表明しました。

また、日本は、開発途上国におけるオゾン層破壊物



パナマのパナマ運河流域地帯に位置するチャグレス国立公園周辺の小学校を巡回し、環境保全の大切さについて、児童に対し、啓発活動を実施する青年海外協力隊の玉置遼さん(写真:マクシモ・ノバス)

注86 ミレニアム開発目標 MDGs: Millennium Development Goals

注87 国連環境開発会議 UNCED: United Nations Conference on Environment and Development

注88 持続可能な開発に関する世界首脳会議 WSSD: World Summit on Sustainable Development

注89 環境省による資金・技術支援。「もやい」とは、船と船をつなぎとめるもやい綱や農村での共同作業のこと。「もやい直し」は、対話や協働による水俣の地域再生の取組。

質の削減活動を支援するため、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書多数国間基金に対し

て拠出を行っています。

● 気候変動問題

気候変動問題は、国境を越えて取り組むべき差し迫った課題です。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)^{注90}が2014年11月に公表した最新の第5次評価報告書^{注91}統合報告書によると、1880年～2012年において世界の平均気温は0.85度上昇しているとされています。このような中、先進国のみならず、開発途上国も含めた国際社会の一致団結した取組の強化が求められています。気候変動枠組条約に基づき、国際的な取組について交渉が進められており、日本はこれに積極的に参画しています。

日本は、2013年のCOP^{注92}19に際して、開発途上国の緩和・適応対策^{注93}に対し、2013年から3年間で官民合わせて1兆6,000億円(約160億ドル相当)の支援を表明し、2013年から1年半余りでこれを達成しました。

また、2014年12月にペルー・リマで開催されたCOP20では、COP21に十分先立って提出を招請^{しょうせい}されている約束草案*を提出する際に示す情報等が決定されました。これに基づき、日本は2015年7月に2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で26%(2005年度比で25.4%)削減する約束草案を決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

COP20に続くCOP21(2015年11月30日～12月13日、於：パリ)は、2020年以降の新たな国際枠組みを構築する極めて重要な国際会議となりました。日本は、この重要な合意妥結を後押しすべく、COP21に先立ち、開発途上国支援とイノベーションの二本柱から成る「美しい星への行動2.0(Actions for Cool Earth: ACE2.0)」を策定し、COP21首脳会合に出席した安倍総理大臣より発表しました。特に、途上国支援については、2020年に官民合わせて、これまでの1.3倍となる年間約1兆3,000億円の気候変動関連の支援を行うことを表明するとともに、日本企業が取り組んできた地熱や太陽光等の再生可能エネルギー事業の支援や、日本の都市の経験のアジア新興都市との共有、太平洋島嶼^{とうしょ}国における早期警戒システムの構築等



2015年11月フランス・パリで開催されたCOP21首脳会合でスピーチをする安倍晋三総理大臣(写真：内閣広報室)

を紹介しました。

こうした日本の貢献もあり、歴史上初めて、すべての国が参加する国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。日本としては、長年主張してきたすべての国に適用される、公平で実効的な法的枠組みが採択されたことを高く評価しています。

このほか、この差し迫った課題の解決に積極的に貢献するべく、日本としても約束草案の達成に向けて着実に取り組むとともに、環境・エネルギー分野での革新的な技術開発の推進や、途上国における気候変動対策支援に積極的に取り組んでいます。

その一つとして、優れた低炭素技術などを世界に展開していく二国間オフセット・クレジット制度(JCM)*を推進しています。これは開発途上国への低炭素技術等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、日本の削減目標の達成に活用する制度です。2013年1月に、モンゴルとの間で初めてJCM実施に係る二国間文書に署名したことを皮切りに、2015年12月までに16か国(モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ)との間でJCMを構築しました(これら16か国に加え、

注90 気候変動に関する政府間パネル IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change

注91 2013年から2014年にかけて公表された、第1・第2・第3作業部会の3部の評価報告書、およびこれらの報告の知見を統合した報告書。

注92 条約の締約国会議 COP: Conference of Parties

注93 緩和・適応対策とは、温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する(緩和)ための対策と既に起こりつつある、あるいは起こり得る影響に対応する(適応)ための対策。

フィリピンと二国間文書の合意に向けた覚書に署名)。

また、2014年11月には、G20 ブリスベン・サミットにおいて、日本は気候変動分野での開発途上国支援を行う「緑の気候基金(GCF^{*})」に対する拠出表明を行いました。「緑の気候基金への拠出、及びこれに伴う措置に関する法律」(平成27年法律第24号)が2015年5月20日に成立したことを受け、日本政府からGCFに15億ドル(約1,540億円)を拠出することを決定しました。これにより、GCFによる支援を開始するために必要な条件が充足されたことから、開発途上国に対す

る資金供与を行えるようになりました。その後、最初のプロジェクトとして、11月に行われた第11回理事会において、島嶼国案件を含む8案件が承認されました。

さらに、2015年12月には、東アジア低炭素成長の方向性について議論する「第4回東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」をCOP21のサイドイベントとして開催しました。このイベントに合わせて、第3回までの成果を踏まえた提言集を発表し、低炭素成長の優良事例をベトナム、カンボジア、マレーシア、日本から紹介しました。

●生物多様性

近年、人類の活動の範囲、規模、種類の拡大により、生物の生息環境の悪化、生態系の破壊に対する懸念が深刻になってきています。生物に国境はなく、世界全体で生物多様性の問題に取り組むことが必要なことから、「生物多様性条約」がつけられました。その目的は①生物多様性の保全、②生物資源の持続可能な利用^{*}、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公平な配分です。先進国から開発途上国への経済的・技術的な支援により、生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組を行っています。

日本は、2010年10月に生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)を愛知県名古屋市で開催するなど生物多様性の分野を重視しています。2014年10月には、平昌^{ピョンチャン}(韓国)にて第12回締約国会議(COP12)が開催され、COP10で採択された愛知目標^{*}の中間評価を行い、愛知目標達成に向けた機運を維持すべく、積

極的に貢献しました。

COP12では、開発途上国向けの生物多様性保全に関連する国際資金量を、2006年から2010年までの年間資金の平均額を基準として、2015年までにその額を倍増させ、それを2020年まで維持することなどが決定されました。



パラオ・コロール州、マカラカル島の近くの環礁(写真:鈴木革/JICA)

生物多様性



生物多様性とは、地球上のたくさんの生き物と、それらがつながってバランスが保たれている生態系、さらに生物が過去から未来へ伝える遺伝子の個性までを含めた生命の豊かさのことをいう。

生態系の多様性



森林、湿原、河川、サンゴ礁など、様々な環境があること

種間の多様性



動物、植物や、細菌などの、微生物まで、多くの生物種がいること
(地球上の推定生物種:500万~3,000万種)

種内の多様性



乾燥や暑さに強い個体、病気に強い個体など、同じ種の中でも個体ごとに違いがあること

(写真:3点とも環境省、アオウミガメとギンガメアジ(パラオ):鍵井靖章、アサリ:ふわ しん)

●持続可能な開発のための教育(ESD)の推進

日本は、持続可能な開発を実現するための教育を重視しており、我が国の提唱により始まった「国連ESDの10年(DES⁹⁴)」の最終年である2014年11月に「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議」を岡山市および愛知県名古屋市におい

て開催しました。また、DES⁹⁴の始まった2005年からUNESCOに信託基金を拠出し、ESDに関するプロジェクトを実施するなど、積極的にESDの推進に取り組んでいます。

用語解説

持続可能な開発目標

(SDGs:Sustainable Development Goals)

2012年6月、ブラジル・リオデジャネイロで開催された「国連持続可能な開発会議(リオ+20)」で議論され、政府間での交渉プロセスの立ち上げが合意された開発目標。国ごとの能力等を考慮しつつ、すべての国に適用されるもの。2015年9月の国連サミットで、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に統合された。

持続可能な開発のための教育

(ESD:Education for Sustainable Development)

持続可能な社会の担い手を育む教育。「持続可能な開発」とは、「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく現在の世代のニーズを満たす」ような社会づくりのことを意味しており、これは私たち一人ひとりが、日常生活や経済活動の場で意識し、行動を変革することが必要であり、このための教育を「持続可能な開発のための教育」という。

約束草案

2020年以降の新たな国際枠組み(2015年合意)に向けてCOP21に十分先立って各国が提出する気候変動対策に関する目標のこと。

二国間オフセット・クレジット制度

(JCM:Joint Crediting Mechanism)

開発途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価し、日本の削減目標の達成に活用する仕組み。

緑の気候基金(GCF:Green Climate Fund)

2010年のCOP16で採択されたカンクン合意において設立が決定された、開発途上国の温室効果ガス削減と気候変動適応を支援する基金。

生物資源の持続可能な利用

人間の生活は農林水産業による食料生産や工業原料の採取など、様々な形で生物資源を利用することによって成立しているが、世界的に見れば、気候変動や開発行為による環境悪化等によって生物多様性が損なわれている。将来にわたり生物資源を利用するため、地球上の生物多様性を生態系、生物種、遺伝子の各レベルで維持し、生物資源の保全と持続可能な利用を図ることが重要である。

愛知目標(戦略計画2011-2020)

中長期目標として「2050年までに人と自然の共生の実現」を、短期目標として2020年までに生物多様性の損失を止めるための行動を実施することを掲げ、「少なくとも陸域17%、海域10%が管理され、かつ保全される」など20の個別目標を採択。



コスタリカ・グレシア市内の学校で環境教育の授業を行う青年海外協力隊員(環境教育)の塩谷和樹さん。校内の売店などから出されるごみを分別し、生ごみは堆肥(コンポスト)にしている(写真:今村健志朗/JICA)

注94 国連ESDの10年 DESD:Decade of Education for Sustainable Development

タイ

バンコク都気候変動マスタープラン(2013年-2023年)作成・実施能力向上プロジェクト
技術協力(2013年3月～2015年9月)

タイの首都バンコクには、1,000万人以上の人々が暮らしているといわれ、順調な経済発展により、その温室効果ガスの排出量は増加傾向にあります。バンコク首都圏庁(BMA:Bangkok Metropolitan Administration)は、2007年から「バンコク都気候変動対策実行計画」(以下、バンコクアクションプラン)を作成し、①大量輸送網システムの拡大、②省エネルギーおよび再生可能エネルギー利用促進、③ビルの省エネ・効率化、④廃棄物管理・下水処理効率の向上、⑤都市緑化の拡大を位置付け、それらの実現に取り組む一方、日本はその知見・経験を提供しバンコクアクションプランの実施を支援してきました。

その後BMAでは、これまでのアクションプランの実施結果と評価を踏まえ、省エネ等の温室効果ガス削減を行う気候変動緩和策のみならず、洪水等の気候変動の負荷影響に対する適応策も加えた、より包括的な気候変動対策「バンコク都気候変動対策マスタープラン2013年-2023年」を策定し、取組を強化することとなりました。そこで、日本はこの新プランの推進を支援するため、タイの国家レベルの政策と整合性のある計画の策定、BMAと関連機関との協力関係の構築、マスタープラン(基本計画)の実施に関するBMA職員の能力強化に重点的に取り組みました。たとえば、運輸交通、エネルギー、廃棄物/排水管理、都市緑化、適応分野といった分野別の専門家をタイに派遣し、BMA職員の日本での研修も行ってきました。また、本プロジェクトにはバンコクとの都市間連携の下、横浜市が協力参加し、横浜市の持つ低炭素な都市づくりのノウハウ等が共有されました。

バンコクの持続可能で環境に優しい都市としての発展に向けて、日本の支援が貢献しています。



小学校にて、交通分野についての普及啓発イベントの様子
(写真: JICA)

ブラジル

“フィールドミュージアム”構想によるアマゾンの生物多様性保全プロジェクト
技術協力プロジェクト-科学技術(2014年7月～実施中)

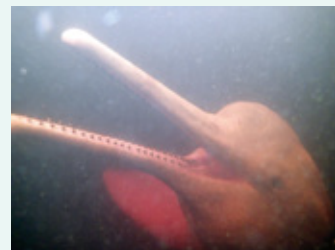
アマゾン川最大の支流に位置するブラジルのアマゾナス州の州都マナウスは、多様で貴重な自然環境を有し、多くの国立公園や保護区が隣接している一方、約200万人の人口を抱え、急速な都市の拡大により自然環境の喪失が起きています。人間の活動の拡大によって熱帯林の破壊や劣化が引き起こされ、生物多様性が大きく失われているのです。これらをいかに食い止め、地域社会の持続可能な発展を図るかは差し迫った課題です。

近年、一部の先進的な動植物園・水族館は、環境教育や地域生態系の研究・保全の拠点としての役割を担うようになってきていますが、アマゾンにはそのような動植物園・水族館がありませんでした。また、アマゾンの生物は継続して観察することが困難なため、それらの生態はほとんど解明されていない状況でした。これでは地域に適した環境政策を立案できません。

日本は、このような状況を踏まえ、アマゾン地域において、フィールドミュージアムの構築などを支援しています。「フィールドミュージアム」とは一般的な建物としての博物館ではなく、その土地の自然環境や風土をあたかも「博物館」のように見立てる方法です。日本と共にフィールドミュージアムで活動する国立アマゾン研究所(INPA)では、密猟で傷ついたアマゾンマナティをミュージアム内で保護しています。また、市内中心部に位置しているため多くの市民がアマゾンの珍しい動物の生態を学ぶことができます。

日本から派遣された専門家たちは、このプロジェクトを通じて、絶滅が危惧されているアマゾンカワイルカの音声を記録し、分布や行動を調査しています。これらのデータは保護活動にも活かされます。また、日本の支援によりマナウス近郊の川辺にリサーチステーションも建設される予定です。これは主にアマゾンの川と森を研究する研究者のための施設ですが、エコツアーなど市民が身近な自然に対する理解を深めるための利用も考えられています。

このほか、半野生の環境で保護・飼育したアマゾンマナティを野生へ戻す事業を行うなど水生生物の生態研究や保全の取組を支援しており、最新の技術・機材によって生態系を明らかにすることも目的の一つです。このように、フィールドミュージアムを核とする人間と自然の共生モデルづくりに向け、プロジェクトは着実に歩みを進めています。(2015年8月時点)



絶滅が危惧されているアマゾンカワイルカの音声を記録し、分布や行動を調査している。これらのデータは保護活動に活かされる
(写真: JICA)

(2) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進・感染症対策

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)とは、すべての人が基礎的な保健サービスを必要とときに負担可能な費用で受けることができることを指します。ミレニウム開発目標(MDGs)^{注95)}の後継枠組みである「持続可能な開発のための2030アジェンダ」^{注96)}の中の「持続可能な開発目標(SDGs)」の保健項目の達成のためにも、保健医療サービスの格差を是正し、すべての人の保健ニーズに応え、被援助国が自ら保健課題を検討解決するためにも、このUHCが重要であると考え、

< 日本の取組 >

● ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)

「国際保健外交戦略」では、「日本ブランド」としてのUHCの主流化、日本の知見の発信、開発途上国の健康改善・経済成長の支援、さらに日本のプレゼンス向上に取り組んできました。国連総会の一般討論演説やサイドイベントで安倍総理大臣がUHC推進を表明し、持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)交渉など国連交渉の場でもUHC推進を主導してきました。その結果、採択された新アジェンダにおいても、持続可能な開発のための2030アジェンダの重要な要素としてUHCが明記され、UHCの重要性の国際的共通認識を獲得しました。

「国際保健外交戦略」において具体的施策の一つとして掲げられている「アフリカにおけるUHCに向けた取組み」では保健システム強化、母子保健推進、効果的

日本の国際保健協力の中心の概念に据え、取り組んでいます。

また、HIV/エイズ、結核、マラリアなどの感染症やインフルエンザやエボラ出血熱などの新興・再興感染症^{*}は、個人の健康のみならず、開発途上国の経済社会発展に影響を与える深刻な問題です。そして、感染症は国境を越えて影響を与えることから、国際社会が一丸となって対応する必要があります。日本も関係国や国際機関と密接に連携して対策に取り組んでいます。

な感染症対策を挙げていることを踏まえ、アフリカを中心にUHCに関する各種取組を技術協力や円借款を通じて実施しています。また、アジア地域においても同様の協力を行っています。また、「健康・医療戦略」においては、「国際保健外交戦略」を踏まえ、国際保健を日本外交の重要な課題と位置付け、UHCの普及を推進すると示されています。

2015年9月に開発協力大綱をもとに日本政府が定めた「平和と健康のための基本方針」においても、国際社会でのUHCの主流化のために必要な支援を引き続き行うことを挙げています。病院建設や医薬品・医療機器の供与などのハード面での協力や、人づくり、制度などのソフト面での協力等、日本の経験・技術・知見を活用した協力を促進し、貧困層、子ども、女性、障害



2015年12月、東京都内で開催された「新たな開発目標の時代とユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)国際会議」でスピーチする安倍晋三総理大臣(写真:内閣広報室)

注95 ミレニウム開発目標 MDGs: Millennium Development Goals

注96 持続可能な開発目標 SDGs: Sustainable Development Goals



ザンビアのチレンジェ・ヘルスセンターの母子保健センターで働く看護師の梅木民子シニア海外ボランティア。巡回診療を行うほか、母子保健センターでは、6歳以下の乳幼児健診や実習生への指導を行う(写真: 渋谷敦志/JICA)

者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民などの「誰一人取り残さない」UHCを実現することが示されています。

UHCにおける基礎的な保健サービスには、栄養改善、予防接種、母子保健、性と生殖の健康、感染症対策、非感染症対策、高齢者の地域包括ケアや介護などすべてのサービスが含まれます。

栄養改善の取組に関し、二国間支援では母子保健や保健人材育成の枠組みの中で支援を行ってきました。また、多国間支援では、^{ユニセフ}UNICEFやWFPへの拠出を通じて協力しています。ほかにも、国際的に栄養改善の取組であるSUN(Scaling Up Nutrition)には2009年の設立時から世界銀行への拠出を通じて貢献しています。近年では、民間企業と連携した栄養改善事業にも力を入れており、2015年3月には健康・医療戦略推進本部の下に栄養改善事業の国際展開検討チームを設置し、官民連携による取組をより一層推進させるための検討を行っています。

予防接種は感染症疾患に対して、安価で効果的な手段であることが証明されており、毎年200万～300万人の命を予防接種によって救うことができると見積もられています。^(注97)しかしながら、必要な予防接種を受けることができない子どもが2,100万人もいます。開発途上国の予防接種率を向上させることを目的として2000年に設立されたGaviワクチンアライアンス^{*}に対して、日本は2011年に拠出を開始して以来、累計約5,380万ドルの支援を行いました。Gaviは2000年の設立以来の15年間で、4億4,000万人の子

どもたちが予防接種を受け600万人の命が救われたと推計しており、2016年から2020年までにさらに3億人の子どもたちに予防接種を行い、500万人以上の命を救うことを目標にしています。また、二国間援助においては、ワクチンの製造、管理およびコールドチェーン(低温に保つ物流方式)維持管理などの支援を実施し、予防接種率の向上に貢献していきます。

MDGsにも含まれている母子保健分野(目標4:5歳未満児死亡率の削減、目標5:妊産婦の健康改善)においては、5歳未満児死亡率や妊産婦死亡率の削減、助産専門技能者の立ち会いによる出産の割合の増加など大幅な改善は見られたものの、残念ながらその達成はならず、SDGsにおいても母子保健には大きな課題が残されています。日本政府は包括的な母子継続ケアを提供する体制強化を目指し、開発途上国のオーナーシップ(主体的な取組)と能力向上を基本とし、持続的な保健システム^{*}を強化することを中心とした支援を目指し、ガーナ、セネガル、バングラデシュなどの国において、効率的に支援を実施しています。それらを通じ、妊娠前(思春期、家族計画を含む)・妊娠期・出産期と新生児期・幼児期に必要なサービスへのアクセス向上に貢献しています。また、支援の実施国においては、国連人口基金(UNFPA)^(注98)や国際家族計画連盟(IPPF)^(注99)など、ほかの開発パートナーと共に、家族計画など性と生殖に関する健康サービスを含む母子保健の推進によって、より多くの女性と子どもの健康改善を目指します。

注97 (出典) WHO “Health topics, Immunization” <http://www.who.int/topics/immunization/en>

注98 国連人口基金 UNFPA: United Nations Population Fund

注99 国際家族計画連盟 IPPF: International Planned Parenthood Federation

●三大感染症(HIV/エイズ、結核、マラリア)

日本は「世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)」を通じた支援に力を入れています。グローバルファンドは2000年G8九州・沖縄サミットで、感染症の対策を初めて議論したのをきっかけに設立された、三大感染症対策の資金を提供する機関です。日本は同ファンドの生みの親として、2002年の設立時から資金支援を行ってきており、設立から2015年3月末までに約23.5億ドルを拠出しました。同ファンドによる支援により、これまでに救われた命は1,700万人以上と推計されています。さらに、2015年12月には、第5次増資準備会合を東京で開催し、グローバルファンドの2017年～2019年の活動や資金需要等、同ファンドの今後の活動の方向性に関する議論に貢献しました。また、日本は、支援を受けている開発途上国において、三大感染症への対策が効果的に実施されるよう、日本の二国間支援でも補完できるようにしてい

ます。保健システムの強化、コミュニティ能力強化や母子保健のための施策とも相互に連携を強めるよう努力しています。

二国間支援を通じたHIV/エイズ対策として、日本は新規感染予防のための知識を広め、啓発・検査・カウンセリングを普及し、HIV/エイズ治療薬の配布システムを強化する支援などを行っています。特に予防についてより多くの人に知識や理解を広めることや、感染者・患者のケア・サポートなどには、アフリカを中心に「感染症・エイズ対策隊員」と呼ばれる青年海外協力隊が精力的に取り組んでいます。

結核に関しては、「ストップ結核世界計画2006-2015年」(注100)に基づき、世界保健機関(WHO)(注101)が指定する結核対策を重点的に進める国や、蔓延状況が深刻な国に対して、感染の予防、早期の発見、診断と治療の継続といった一連の結核対策、さらにHIV/エイズと結核の重複感染への対策を促進してきました。2008年7月に外務省と厚生労働省は、JICA、財団法人結核予防会、ストップ結核パートナーシップ日本と共に「ストップ結核ジャパンアクションプラン」を発表し、日本が自国の結核対策で培った経験や技術を活かし、官民が連携して、世界の年間結核死者数の1割(2006年の基準で16万人)を救済することを目標に、開発途上国、特にアジアおよびアフリカに対する年間結核死者数の削減に取り組んできました。2010年の「ストップ結核世界計画2011-2015年」改訂を踏まえて2011年にアクションプランを改訂し、また、2014年にWHOが採択した、2015年以降2035年を達成目標年とする新たな世界戦略(Global strategy and targets for tuberculosis prevention, care and control after 2015)を踏まえ、2014年7月には「ストップ結核ジャパンアクションプラン」を再び改訂し、引き続き国際的な結核対策に取り組んでいくことを確認しました。

乳幼児が死亡する主な原因の一つであるマラリアについては、地域コミュニティの強化を通じたマラリア対策への取組を支援したり、国連児童基金(UNICEF)(注102)との協力による支援を行っています。



2015年12月17日、東京において開催された世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)第5次増資準備会合の冒頭で挨拶する岸田文雄外務大臣(写真: Yuki Kato)

注100 ストップ結核世界計画2006-2015 Global Plan to Stop TB 2006-2015

注101 世界保健機関 WHO: World Health Organization

注102 国連児童基金 UNICEF: United Nations Children's Fund

●三大感染症以外の感染症(ポリオ、顧みられない熱帯病など)

また、新型インフルエンザや結核、マラリアなどの新興・再興感染症への対策や最終段階にあるポリオ根絶に向けた取組を強化することも引き続き国際的な課題です。さらに、シャーガス病、フィラリア症、住血吸虫症などの「顧みられない熱帯病」*には、世界全体で

約10億人が感染しており、開発途上国に多大な社会的・経済的損失を与えています。感染症は国境を越えて影響を与えることから、国際社会が一丸となって対応する必要があり、日本も関係国や国際機関と密接に連携して対策に取り組んでいます。

●ポリオ

日本は、根絶に向けて最終段階を迎えているポリオについて、ポリオ常在国(ポリオが過去に一度も撲滅されたことのない国で、かつ感染が継続している国)であるナイジェリア、アフガニスタン、パキスタンの3か国を中心に、主にUNICEFと連携してポリオ撲滅を支援しています。パキスタンでは、1996年以降UNICEFと連携した累計110億円を超える支援を行っているほか、2011年8月には民間のビル&メリンダ・ゲイツ財団と連携して、約50億円の円借款を供与しました。この円借款については、新しい方法(ローン・コンバージョン)が採用されました。これは一定の目標が達成されるとパキスタン政府の返済すべき債務をゲイツ財団が肩代わりするものです。2014年4月には、高いワクチン接種率などの事業成果が確認されたことから、ゲイツ財団がパキスタン政府に代わって、返済を行いました。同じ方式で、2014年度には、ナイジェリアの「ポリオ撲滅事業」に対し、約83億円の円借款を供与しました。さらに、2014年度には、ポリオ

常在国のアフガニスタンに対する約14.5億円の支援、パキスタンに対する約5.6億円の支援を行ったほか、非常在国のザンビアについても約2.2億円の支援を行いました。また、ソマリアには2013年度に緊急対策として1.1億円の支援を行いました。



ビル&メリンダ・ゲイツ財団と、ナイジェリアにおけるポリオ撲滅に向けた連携の合意文書を締結した際の署名式の様子。JICA(東京)とゲイツ財団(米国)をテレビ会議で接続(写真: JICA)

●顧みられない熱帯病(NTDs: Neglected Tropical Diseases)

日本は、1991年から、世界に先駆けて「貧困の病」ともいわれる中米諸国のシャーガス病対策に本格的に取り組む、媒介虫対策の体制を確立する支援を行い、感染リスクを減少することに貢献しました。フィラリア症についても、駆虫剤を供与し、多くの人に知識・理解を持ってもらうための啓発教材を供与しています。また、青年海外協力隊による啓発予防活動などを行い、新規患者数の減少や病気の流行が止まった状態の維持を目指しています。

さらに2013年4月、NTDsを含む開発途上国の感染症に対する新薬創出を促進するための日本初の官民パートナーシップ、一般社団法人グローバルヘルス技術振興基金(GHIT Fund)^{ジーヒット ファンド}: Global Health Innovative Technology Fund)を立ち上げました。日本国内外の研究開発機関とのグローバルな連携を推進しながら、低価格で効果の高い、治療薬・ワクチン・診断薬等の研究開発を通じて開発途上国における感染症の制圧を目指します。

● 公衆衛生危機(エボラ出血熱)

グローバル化が進展する今日、感染症の流行は、容易に国境を越えて国際社会全体に深刻な影響を与えます。2014年のエボラ出血熱の流行は、ギニア、リベリア、シエラレオネの3か国を中心に多数の命を奪い、周辺国への感染拡大や医療従事者への二次感染の発生といった問題を引き起こしました。また、世界保健機関(WHO)による「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC) ^(注103)」の宣言、感染症に関するものとしては3例目となる国連安保理決議(第2177号)の採択が行われるなど、エボラ出血熱の流行終息は国際社会における主要な人道的、経済的、政治的な課題となりました。

日本は、2014年4月にギニアに対していち早く緊急無償資金協力を実施して以降、流行国や国際機関に対し、様々な支援を切れ目なく実施してきました。2015年6月までに総額約1億8,400万ドルの資金的支援に加え、専門家派遣や物資供与といった支援を実施しました。人的な面ではWHOのミッションに2015年6月時点で延べ20名の専門家を派遣したほか、国連エボラ緊急対応ミッション(UNMEER) ^(注104)へ医師免許を有する外務省職員を派遣しました。物的支援に関しては、個人防護具(PPE: Personal Protective Equipment)を含む物資を感染国に供与しました。さらに、日本の技術を活かした治療薬や迅速検査キット、サーモグラフィーカメラの開発等、官民挙げてエボラ危機の克服を後押ししてきました。(日本の取組については、さらに116～117ページの「開発協力トピックス」を参照。)

今回のエボラ出血熱の流行拡大は、流行地域における保健システムが脆弱であったことが一因と考えられています。日本は、感染症対策には持続可能かつ強靱な保健システムの構築が基本となるとの観点に立ち、エボラ出血熱の流行前から、人間の安全保障に直結する課題である保健分野における開発協力を重視し、UHCの推進を掲げ、西アフリカの保健システムの強化に継続的に取り組んできました。日本は、流行3か国が新たに策定した復興計画に沿って医療従事者の能力強化や保健施設の整備をはじめとした保健分野への支援や、インフラ整備、農業生産性向上、食料安全保障強化等、社会的・経済的復興に資する支援を迅速に進めています。そして、今後も、2013年の第5回アフリカ開発会議(TICAD V) ^{ティカッド}で表明したアフリカ地域の保健分野に対する5億ドルの支援、12万人の人材育成支援を活用して、中長期的な取組を進めていきます。

また、「平和と健康のための基本方針」においても、日本は、国際社会の平和と繁栄に積極的に貢献する国家として、さらにはG7/8サミット、TICADなどの国際会議での議論を通じて国際保健分野の議論を主導してきた国家として、これからもエボラ出血熱の流行終息・再発防止に貢献します。さらには他の感染症の予防・早期発見・対応に向けた公衆衛生危機への世界的対応体制の構築に関し、国際社会と一丸となって取り組み、主要な役割を担っていく方針を示しており、被災国での迅速な人的支援を行う、国際緊急援助隊・感染症対策チームを新設し、効果的な支援に向けた取組が行われています。



スーダンにおけるエボラ出血熱対策支援のため、エントリーポイントとなるハルツーム国際空港検疫所の医療従事者に対するトレーニングの様子。写真は日本人専門家によるエボラ防護服の着付けの指導(写真: 赤尾邦和/JICAスーダン)

注103 国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態 PHEIC: Public Health Emergency of International Concern

注104 国連エボラ緊急対応ミッション UNMEER: UN Mission for Ebola Emergency Response

新興・再興感染症

新興感染症：SARS(重症急性呼吸器症候群)・鳥インフルエンザ・エボラ出血熱など、かつては知られていなかったが、近年新しく認識された感染症。

再興感染症：コレラ、結核などのかつて猛威をふるったが、患者数が減少し、終息したと見られていた感染症で、近年再び増加してきたもの。

Gavi ワクチンアライアンス

(Gavi, the Vaccine Alliance)

開発途上国の予防接種率を向上させることにより子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的として設立された官民パートナーシップ。ドナー(援助国)および開発途上国政府、関連国際機関に加え、製薬業界、民間財団、市民社会が参画している。

保健システム

行政・制度、医療施設、医薬品供給、保健情報、財政管理と財源の確保とともに、これらの過程を動かす人材やサービスを提供する人材を含めた保健サービス提供のための仕組みのこと。

顧みられない熱帯病

(NTDs: Neglected Tropical Diseases)

シャーガス病、デング熱、フィラリア症などの寄生虫、細菌感染症等を指す。感染者は世界で約10億人に上り、その多くが予防、撲滅可能であるにもかかわらず、死亡に至るケースがある。また感染者が貧困層に多いなどの理由で社会的関心が低いため、診断法、治療法、新薬の開発や普及が遅れている。2015年のG7エルマウ・サミット(ドイツ)においてもNTDs対策の重要性が確認された。

フィリピン

コーディレラ地域保健システム強化プロジェクト 技術協力プロジェクト(2012年2月～実施中)

フィリピン・ルソン島北部のコーディレラ地域では、山岳地に住む言語や文化の異なる先住民族が人口の70%を占めています。また地理的にも孤立し貧困率が高い地域であり、地域住民の保健医療サービスへのアクセスが向上するよう、保健医療サービス利用体制の整備が差し迫った課題となっていました。同地域では自宅で出産する女性が多いことと相まって、妊産婦と幼児の死亡率が高く、本プロジェクト実施前の2009年では、医療施設での分娩率は55%に過ぎない状態でした。

この課題に対応するため、日本は2012年に地域保健システムを強化するためのプロジェクトを開始しました。母子保健サービスの向上を目指し、新たな病院、助産所、保健所を開設したほか、既存の医療施設では分娩台等の医療設備の整備も行いました。さらに、それら施設への機材の設置、医師、看護師、助産師の配備を通じ、それら施設が、フィリピンの保険会社から診療報酬を受け取るための認定を取得できるような支援も行いました。「妊婦皆保険」の目標の下、地元的女性たちの間で妊婦の国民健康保険加入を進め、女性たちが医療費の心配なく安全な施設で分娩し、産前・産後もそれら施設で健診を受ける習慣が普及するよう取り組んでいます。妊産婦の啓発活動にはコミュニティ・ヘルス・チーム(CHT)の女性たちがボランティアで活動をしています。

こうしてコーディレラ地域では、便利で信頼できるそれら施設にアクセスする人々が増え、施設分娩率が95%に向上しました。多くの母親が国民健康保険に加入し、母子手帳を手にして自身と子どもの健康管理により一層関心を払うようになったことは大きな成果です。

日本は、国際社会において、すべての人が基礎的な保健サービスを必要ときに負担可能な費用で受けることのできるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を推進しています。母子保健分野でもUHCの達成は重要です。UHCはフィリピンのコーディレラでも定着しつつあります。(2015年8月時点)



施設分娩、産前産後検診を啓発するための広報マテリアル
(写真: JICA)



メインカウンターパートである保健省コーディレラ地域局とのプロジェクト内容に関する協議風景(写真: JICA)

(3) 防災の主流化、防災対策・災害復旧対応

世界各国で頻繁に発生している地震や津波、台風、洪水、土石流などの災害は、単に多くの人命や財産を奪うばかりではありません。災害に対して脆弱な開発途上国では、貧困層が大きな被害を受け、災害難民となることが多く、さらに衛生状態の悪化や食料不足といった二次的被害の長期化が大きな問題となるなど、災害が開発途上国の経済や社会の仕組み全体に深刻な

影響を与えています。

こうしたことから、開発のあらゆる分野のあらゆる段階において、様々な規模の災害を想定したリスク削減策を盛り込むことによって、災害に強い、しなやかな社会を構築し、災害から人々の生命を守るとともに、持続可能な開発を目指す取組である「防災の主流化」を進める必要があります。

< 日本の取組 >

● 防災協力

日本は、地震や台風など過去の自然災害の経験で培われた自らの優れた知識や技術を活用し、緊急援助と並んで防災対策および災害復旧対応において積極的な支援を行っています。

2005年、兵庫県神戸市で開催された第2回国連防災世界会議において、国際社会における防災活動の基本的な指針となる「兵庫行動枠組 2005-2015」が採択され、持続可能な開発の取組に防災の観点を効果的に取り入れることの重要性が確認されました。

また、この会議において、日本はODAによる防災協力の基本方針などを「防災協力イニシアティブ」として発表しました。そこで日本は、制度の構築、人づくり、経済社会基盤の整備などを通じて、開発途上国における「災害に強い社会づくり」を自らの努力で成し遂げることができるよう積極的に支援していくことを表明しました。

2012年7月には、東日本大震災の被災地である東北3県で「世界防災閣僚会議in東北」を開催し、防災の主流化・強靱な社会の構築の必要性、人間の安全保障の重要性、ハード・ソフトを組み合わせた防災力最大化の必要性、幅広い関係者の垣根を越えた連携の必要性、気候変動・都市化などの新たな災害リスクへの対処の重要性などを確認し、これらを総合的に推進していく「21世紀型の防災」の必要性を世界に向けて発信しました。また、「21世紀型の防災」を実際に推進していくために、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における防災の位置付け、および、同会議の成果を踏まえたポスト兵庫行動枠組の策定の必要性を各国と確認しました。また、2013年～2015年の3年間で防災分野に30億ドルの資金提供を行うことを表明しました。

2015年3月14日～18日に、仙台において第3回国連防災世界会議が開催されました。これは、国際的な防災戦略について議論するために国連が主催して開かれ

る会議で、日本は防災に関する知見・経験を活かし、積極的に国際防災協力を推進していることから、第1回(1994年横浜)、第2回(2005年神戸)に続き、第3回会議もホスト国となりました。今回の会議には185の国連加盟国、6,500人以上が参加し、関連事業を含めると国内外から延べ15万人以上が参加する、日本で開催された史上最大級の国際会議となりました。(詳細は、120～121ページ「開発協カトピックス」を参照)

今回の会議に当たって、日本として目指していたことは以下の3点でした。

- ①様々な政策の計画・実施において防災の視点を導入していくこと(防災の主流化)
- ②防災に関する日本の知見・技術を発信すること
- ③東日本大震災からの復興を発信すること、また被災地の振興

会議の結果、仙台宣言とともに、第2回会議で策定された防災の国際的指針である「兵庫行動枠組」の後継枠組となる「仙台防災枠組2015-2030」が採択されました。仙台防災枠組には、防災投資の重要性、多様なステークホルダー(関係者)の関与、「より良い復興(Build Back Better)」、女性のリーダーシップの重要性など、日本の主張が取り入れられました。

さらに、日本は新たな協力イニシアティブとして、安倍総理大臣が今後の日本の防災協力の基本方針となる「仙台防災協力イニシアティブ」を発表しました。日本は2015年～2018年の4年間で40億ドルの資金協力、4万人の防災・復興人材育成を表明するなど、防災に関する日本の進んだ知見・技術を活かして国際社会に一層貢献していく姿勢を示しました。

2015年9月の持続可能な開発のための2030アジェンダを採択する国連サミットにおいて、安倍総理大臣は「仙台防災枠組」の実施をリードする決意を示すととも

に、津波に対する意識啓発のため、国連での「世界津波の日」の制定を各国に呼びかけました。その結果、12月23

日、国連総会において、11月5日を「世界津波の日」とする決議が採択されました。

ペルー

地震・津波減災技術の向上プロジェクト 技術協力プロジェクト-科学技術(2010年3月～2015年3月)

ペルーは、日本と同様に環太平洋地震帯に位置する地震・津波の多発国であり、自然災害はペルーの社会・経済開発にとって大きな障害となっています。近年においては、2001年6月23日にペルー南部の沿岸部を震源とするマグニチュード8.4の地震が発生し、100人を超える死者と4万棟を超える建物の倒壊という被害をもたらしました。また、2007年8月15日にもペルー中部(イカ州ピスコ沖)でマグニチュード8.0の地震が発生し、500人を超える死者と8万棟を超える建物が倒壊しました。中でも、日干しレンガづくりの家屋など、耐震性の不十分な建物に住んでいた貧しい住民が、大きな被害を受けました。いずれの地震も、周期性のある海溝型地震であり、今後も同様の地震・津波が発生することは確実といわれています。被害を軽減するためには、将来の地震・津波発生リスクと生じ得る被害を科学的に予測し、これに基づいた具体的な対策を講じることが重要です。

日本は1986年から1991年まで実施した「日本・ペルー地震防災センタープロジェクト」により、日本・ペルー地震防災センター(以下、CISMID)の設立を支援しました。以来、約30年の長きにわたり、CISMIDはJICAおよび日本の大学・研究機関と協力・交流を続けています。2010年に「地震・津波減災技術の向上プロジェクト」を開始し、将来の地震・津波被害リスクを的確に予測し、被害を軽減するための技術の研究・開発を支援しました。同プロジェクトでは、ペルー側はCISMIDが、日本側は千葉大学が共同研究代表となり、将来甚大な被害を及ぼし得る想定地震シナリオの設定、地震シナリオに基づく地震動・津波シミュレーションと被害予測、耐震技術に関する最新の手法とデータを用いた分析、研究成果に基づく防災啓発活動を行いました。

現在も、ペルー側共同研究者はプロジェクトを通して得られた新たな知見や技術を活用し、行政とも連携した上で、ハザードマップ作成および建築基準改正、関係機関の能力強化等に取り組んでおり、今後は中南米地域における防災人材育成への貢献も期待されます。(2015年8月時点)



子ども向け防災教育教材
(写真: JICA)

モーリシャス

地すべり対策プロジェクト 開発計画調査型技術協力(2012年4月～2015年4月)

モーリシャスは、その面積がほぼ東京都と同じ小さな火山島です。急な傾斜が多いために地すべりの危険が極めて高いといわれています。とりわけ、近年は人口の増加や都市の拡大に伴って傾斜地の家屋・住民が増える傾向にあり、地すべりが発生する度に深刻な被害が発生しています。

1986年から87年にかけて首都ポートリースの西部で大規模な地すべりが発生し、大災害となりました。そこで、日本は1989年から様々な地すべり対策に協力し、この地区の地すべり防止に貢献してきましたが、2005年3月にポートリースの北部でまた大規模な地すべりが発生しました。

モーリシャス政府は、地すべり災害への対応を強化するため、中央災害委員会を設置し、2009年にはインフラ省内に地すべり対策ユニット(LMU: Landslide Management Unit)と修繕・修復ユニット(RRU: Repair and Rehabilitation Unit)を設置しました。それでも、モーリシャスでは、限られた人員による限定的な対策にとどまっていた。加えて地質工学の専門家がほとんどいないため、専門的な知見に基づいた地すべりのリスク把握・モニタリングおよび危険地における土地利用の改善のための取組が実施されてきませんでした。

このような背景から、モーリシャス政府は防災の観点からより根本的な「モーリシャスにおける地すべり対策」の策定を日本に要請しました。日本は、地すべりの進行によりポートリース市で発生した家屋の被害状況や地すべり時の状況について調査を行いました。また、このプロジェクトで供与した伸縮計やパイプ歪計の設置方法や設置位置の選定方法についても指導してきました。さらには、モーリシャスで行った技術移転セミナーでは、モーリシャス公共インフラ省(MPI: Ministry of Public Infrastructure)だけでなく、地すべり災害に関連する各種機関、大学関係者などが多数参加し、活発な意見交換が行われました。ほかにも、このプロジェクトで供与・設置した地すべり観測装置の孔内傾斜計および地表伸縮計などが供与・設置され、専門的なデータの収集が可能になりました。2012年にはMPIの職員5名を日本での研修に招聘し、国土交通省関東整備局の監視モニター室などを視察しました。

こうした協力を通じて、RRU/LMUの職員による地すべり管理に関する技術能力が強化されることや地すべり管理計画の策定に役立てることが期待されます。



来日研修で国土交通省関東整備局の監視モニター室を視察している様子(写真: 国際航業)

(4) 食料安全保障および栄養

国連食糧農業機関 (FAO) ^{注105}、国際農業開発基金 (IFAD) ^{注106}、および国連世界食糧計画 (WFP) ^{注107} 共同の報告「世界の食料不安と現状 2015年報告 (SOFI2015) ^{注108}」によると、世界の栄養不足人口は過去10年間で1億6,000万人以上、1990年～1992年以降では2億人以上減少しているという良好な傾向が確認されたものの、依然として約8億人 (2014年～2016年、推計値) が栄養不足に苦しんでいるとされています。

この報告書によれば統計上は未達であったが、開発の観点からは、2015年までに飢餓人口の割合を半減

するというミレニアム開発目標 (MDGs) は達成したと見なせるとされています。また、社会的セーフティー・ネット (人々が安全で安心して暮らせる仕組み) の確立や栄養状態の改善、必要な食料支援や家畜の感染症への対策など、食料安全保障 (すべての人がいかなるときにも十分に安全かつ栄養ある食料を得ることができる状態) を確立するための国際的な協調や多面的な施策が求められています。

さらに、妊娠から2歳の誕生日を迎えるまでの1,000日間における栄養改善は特に効果的であるため、そのための取組が進められています。

< 日本の取組 >

このような状況を踏まえ、日本は、食料不足に直面している開発途上国からの要請に基づき食糧援助を行っています。2014年度には、二国間食糧援助として14か国に対し総額55.7億円の支援を行いました。

国際機関を通じた支援では、主にWFPを通じて、緊急食料支援、教育の機会を促進する学校給食プログラム、食料配布により農地や社会インフラ整備などへの参加を促し、地域社会の自立をサポートする食料支援などを実施しています。2014年には世界各地で実施しているWFPの事業に総額1億5,655万ドルを拠出しました。

また、15の農業研究機関から成る国際農業研究協議グループ (CGIAR) ^{注109} が行う品種開発等の研究にも支援を行うとともに、研究者間の交流を通じ連携を進めています。

ほかにも日本は、開発途上国が自らの食料の安全性を強化するための支援を行っています。^{こうでいえき}口蹄疫などの国境を越えて感染が拡大する動物の伝染

病について、越境性感染症の防疫のための世界的枠組み (GF-TADs) ^{注110} など国際獣疫事務局 (OIE) ^{注111} やFAOと連携しながら、アジア・太平洋地域における対策を強化しています。さらに、日本は国際的な栄養不良改善への取組であるScaling Up Nutrition (SUN) に深く関与し、支援の強化を表明しました。



ザンビア・ブルング小中学校で給食を受け取る生徒たち (写真: 渋谷敦志/JICA)

注105 国連食糧農業機関 FAO: Food and Agriculture Organization

注106 国際農業開発基金 IFAD: International Fund for Agricultural Development

注107 国連世界食糧計画 WFP: World Food Programme

注108 SOFI2015: The State of Food Insecurity in the World 2015

注109 国際農業研究協議グループ CGIAR: Consultative Group on International Agricultural Research

注110 越境性感染症の防疫のための世界的枠組み GF-TADs: Global Framework for Progressive Control of Transboundary Animal Diseases

注111 国際獣疫事務局 OIE: Office Internationale des Epizooties 通称はWorld Organisation for Animal Health

マダガスカルの国土は、日本の約1.6倍で、世界で4番目に大きい島です。コメを主食としており、日本人と比べ約2倍に当たる、年間国民1人当たり約120キログラムを消費しています。コメの生産面積は140万ヘクタールで、毎年300万トン前後のコメを生産していますが、サイクロンなどの影響により年間生産量の変動が大きく、自国のコメ消費量の約10%を輸入に頼っています。

国家開発計画であるマダガスカル・アクション・プラン(MAP:2007-2012年)において、最も重要な改革イニシアティブの一つとして、コメの生産量を2005年の342万トンから2012年までに倍増させることが目標とされました。

日本は、マダガスカル中央高地の主要な稲作形態に対応した技術開発と普及支援を行うとともに、稲作関連機関の連携強化を図ることを目的に支援を開始しました。

コメ増産に取り組むに当たり、首都アンタナナリボと第三の都市アンチラベがある人口集中地域の中央高地において、コメの生産量を増大させることは重要な課題でした。このプロジェクトの対象地域5県は中央高地に位置しており、標高は約600メートルから1,500メートルで、多様な自然・生態環境の下、灌漑稲作、谷地田における天水稲作および高冷地における稲作が主な稲作形態です。コメの生産性向上のためには、稲作形態に適し、かつ市場と農家の評価を踏まえた推奨品種の選定、その種子の普及、および品種に適した栽培技術の確立とその普及が欠かせません。

このプロジェクトでは、重点県であるアロチャ・マングル県の灌漑稲作、ブングラバ県の天水稲作、ヴァキナカラチャ県の高冷地稲作といった典型的な稲作条件に対応して、3種類の基本的な技術パッケージを作成し、技術開発から技術の普及へと取り組みました。各県に設置したモデルサイトを中心に周辺農家への普及活動を実施してきましたが、2013年～2014年からはモデルサイト以外の地域での技術普及も本格的に開始しました。さらに、プロジェクトでは品種選定、種子増殖、配布体制の整備を推進してきました。マダガスカルでは農業技術普及員の人材不足が大きな問題でしたが、2013年6月時点では、重点県において技術パッケージを用いた技術指導経験を持つ研修員が、全研修員数119名中104名(87.5%)であったところ、2015年2月の調査時点では、全研修員数228名中217名(95.2%)へと増加しました。

モデルサイトにおけるコメ生産農家のコメの平均単位収量が1ヘクタール当たり1トンの増加という目標においても、2011/12年作期に示された収量増分1ヘクタール当たり0.67トンから、2013/14年作期に示された収量増分は1.50トンへと、単位面積当たりの収量の向上が示されました。この増加は達成指標を満たすものと評価されています。



ブングラバ県のプロジェクト実証農場で収穫を行う実証農家。彼らの笑顔は、協力を行う日本人たちにとっての励みとなる(写真: JICA)

日本の食料安全保障のための外交的取組

世界の食料生産の促進	●投資促進 責任ある農業投資の推進に向けて、世界食料安全保障委員会(CFS)が策定した「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」の推進、FAO・世界銀行等による調査研究の支援、官民連携によるフードバリューチェーン構築に向けた二国間対話や官民ミッションの開催 等 ●農業・農村開発、研究開発・技術普及の推進 アフリカ稲作振興のための共同体(CARD) 等 ●気候変動への対応等 干ばつ等の自然災害の予防・早期警戒システム構築 等
安定的な農産物市場および貿易システムの形成	●自由貿易体制の維持・強化に向けた取組、市場機能に対する監視 WTOの下での輸出制限の原則禁止、経済連携協定における輸出制限に関する規律の強化、価格動向のフォロー(農業市場情報システム(AMIS)等)、価格変動への対策 等
脆弱な人々に対する支援・セーフティー・ネット	●食糧援助 穀物等の供与 等 ●栄養支援 栄養指導、栄養補助食品の供与 等 ●社会的セーフティー・ネット構築支援 最貧困層に対する生活手段付与 等
緊急事態や食料危機に備えた体制づくり	●国際的な協力枠組み ASEAN+3緊急米備蓄(APTERR)、G20の迅速対応フォーラム(RRF) (※国内体制整備としては、緊急事態食料安全保障指針がある)

(注) FAO: 国連食糧農業機関

(5) 資源・エネルギーへのアクセス確保

世界で電気にアクセスできない人々は約13億人(世界の人口の18%に相当)、特に、サブサハラ・アフリカでは、人口の約3分の2(約6億2,000万人)に上るといわれています。また、サブサハラ・アフリカでは、人口の約5分の4(約7億3,000万人)が調理に際して屋内大気汚染をもたらす、木質燃料(木炭、薪^{まき}など)に依存しており^{〔注112〕}、若年死亡の主要因となっています。^{〔注113〕}電気やガスなどのエネルギー・サービスの欠如

は、産業の発達を遅らせ、雇用機会を失わせ、貧困をより一層進ませ、医療サービスや教育を受ける機会を制限するといった問題につながります。今後、世界のエネルギー需要はアジアをはじめとする新興国や開発途上国を中心にますます増えることが予想されており、エネルギーの安定的な供給や環境への適切な配慮が欠かせません。

< 日本の取組 >

日本は、開発途上国の持続可能な開発およびエネルギーを確保するため、近代的なエネルギー供給を可能にするサービスを提供し、産業育成のための電力の安定供給に取り組んでいます。また、省エネルギー設備や再生可能エネルギー(水力、太陽光、太陽熱、風力、地熱など)を活用した発電施設など、環境に配慮したインフラ(経済社会基盤)整備を支援しています。

2015年6月のG7エルマウ・サミット(ドイツ)においては、首脳宣言付属書としてアフリカにおけるエネルギーアクセスを改善させることを目的とした「アフリカにおける再生可能エネルギーに関するイニシアティブ」を発表しました。

資源国に対しては、その国が資源開発によって外貨を獲得し、自立的に発展できるよう、鉱山周辺のインフラ整備など、資源国のニーズに応じた支援を行っています。日本はこうした支援を通じて、開発途上の資源国との互恵的な関係の強化を図り、また、企業による資源の開発、生産や輸送を促進し、エネルギー・鉱物資源の安定供給の確保に努めます。国際協力銀行(JBIC)^{〔注114〕}、日本貿易保険(NEXI)^{〔注115〕}、石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)^{〔注116〕}による支援に加え、日本のODAを資源・エネルギー分野で積極的に活用していくことが重要です。また、国際的な取組としては、2014年6月のG7ブリュッセル・サミットにおいて、開発途上国が天然資源に関する契約

を交渉する能力を強化するため、複雑な契約交渉の支援強化(CONNEX)^{〔注117〕}に係る新たなイニシアティブを発表しました。

また、日本は、採取産業透明性イニシアティブ(EITI)^{〔注118〕}を積極的に支援しています。EITIとは、石油・ガス・鉱物資源等の開発において、資金の流れの透明性を高めるための多国間協力の枠組みです。採取企業が資源産出国政府へ支払った金額を、その政府は受け取った金額をEITIに報告し、資料の流れを透明化します。48の資源産出国と日本を含む多数の支援国、採取企業やNGOが参加し、腐敗や紛争を予防し、成長と貧困削減につながる責任ある資源開発を促進することを目指しています。



2015年11月、ファティ・ピロル国際エネルギー機関(IEA)事務局長と会談する武藤容治外務副大臣

注112 (出典) World Energy Outlook 2014

注113 (出典) 国際エネルギー機関(IEA)「2014年世界エネルギー展望」(2012年時点の推定)、国際エネルギー機関(IEA)「アフリカエネルギー展望(2014)」

注114 国際協力銀行 JBIC: Japan Bank for International Cooperation

注115 日本貿易保険 NEXI: Nippon Export and Investment Insurance

注116 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 JOGMEC: Japan Oil, Gas and Metals National Corporation

注117 複雑な契約交渉の支援強化 CONNEX: Strengthening Assistance for Complex Contract Negotiations

注118 採取産業透明性イニシアティブ EITI: Extractive Industries Transparency Initiative

ケニア

太陽光発電によるロイトキトク県ンカマ地区住民の生活環境改善計画 草の根無償資金協力・官民連携（2014年3月～2014年11月）

ケニアは配電線網が以前よりも整備され、配電線網の延伸によって未電化世帯の電化を進めていくことが可能となつてはいます。しかし、実際には引き込み料金負担や不安定な電力供給などの問題から、配電線が架設された地区においても電気の引き込みを行わない家庭が多くあります。そうした家庭では灯油ランプを使用していますが、子どもたちが夜間に家庭学習をする際には、目や呼吸器に深刻な障害が生じます。

ODAの国際協力では、日本のNGOや民間企業が開発途上国などを支援する際の、官民連携案件に関する提案を受け付けています。ケニアにおいては、「太陽光発電によるロイトキトク県ンカマ地区住民の生活環境改善計画」が、日本の京セラ株式会社から、そのCSR(Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任)活動、BOP(Base of the Pyramid: 開発途上地域の生活向上や社会的課題解決への貢献を目指す)ビジネスの官民連携案件として提案され、ンカマ地区に太陽光発電システムを導入し、教育水準の向上と住民の生活の改善を図る協力を始めました。

赤道にまたがり日差しが強いケニアでは、太陽光発電は非常に有益です。ンカマ地区の小学校に設置されたソーラー発電システムは20年以上の耐久性を持ち、今後とも安定した電力提供がされていきます。また、夜間用の小型ソーラーランプが家庭学習をする子どもたちのために配布され、携帯電話の充電も可能になるなど、住民の生活向上に大きく貢献しています。

ンカマ地区の太陽光発電における官民連携の取組の実績が、ケニアならびに近隣のアフリカ諸国に広がり、子どもたちの学習環境や人々の生活改善に大きく寄与していくことが期待されます。(2015年8月時点)



マウント・サウス・ンカマアカデミーの児童たちの歓迎を受ける寺田達志大使(写真: 在ケニア日本大使館)

モルドバ

バイオマス燃料有効活用計画 環境・気候変動対策無償資金協力(2013年6月～実施中)

モルドバは鉱物資源に乏しく、天然ガス、石炭といったエネルギー源のほとんどをロシア、ウクライナ等の周辺国からの輸入に頼っています。旧ソ連時代は連邦から安価な燃料が供給されていましたが、独立以降は国際市場価格で燃料を購入することになり、国家財政を圧迫しています。また、地方では、行政の財政難により厳冬期に暖をとるための十分な量の燃料を購入できず、地域の学校等の公共施設に十分な暖房が行き届かない状況にあります。暖房を供給できない地方では冬季に学校を一時閉鎖することもあります。こうしたことから、安定的な暖房の供給をいかに確保するかが大きな課題です。

2013年、このようなモルドバからの要請を受けた日本は、11億5,400万円を供与限度額とする環境・気候変動対策無償資金協力「バイオマス燃料有効活用計画」に関する取り決めを交わしました。

この協力により、モルドバにおいて、ワラ、麦や果樹の枝の切りくず等のバイオマスから燃焼効率の高い燃料(ペレット)を製造するシステムが導入され、そのペレット専用のボイラーが教育施設等において整備されます。

この協力は、日本による2013年以降の気候変動対策に関する途上国支援の一環として実施するものです。また、中小企業を含む日本の技術・製品(ペレット製造機およびボイラーなど)を積極的に活用することによって、優れた技術を持つ日本企業の国際展開を後押しする事業の一つとしても行われるものです。

この協力により、公共施設の暖房設備が整備され、各施設の燃料費が削減されるほか、モルドバの二酸化炭素の排出量も削減されることが期待されます。さらに、ペレットが代替燃料として普及することにより、モルドバのエネルギー安全保障の強化も期待されます。

日本は、すべての国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築に向け、モルドバと引き続き気候変動分野で連携していきます。(2015年8月時点)



ペレット製造設備。原料乾燥設備(写真: JICA)